

第1章

国内・欧米の動向も注視 非財務情報の開示に関する 現状と実務上の課題

【この章のエッセンス】

- 先行する欧米の動向に追随し、日本においても2023年1月の改正開示府令など、非財務情報の開示に対する要求が高まっている。
- 非財務情報開示に関連する最大のボトルネックは、グループ会社からの情報収集にある。
- 今後も非財務情報に関連するレギュレーション変更が予測され、その都度対応するのではトータルコストがかさむ懸念がある。
- そのため、非財務情報の収集・活用のおしくみ構築が必要であるが、一般的にIR部門やサステナビリティ推進部門単独でのIT投資は難しいという課題がある。

非財務情報の開示を めぐる動き

(1) 国内の動向

近年の世界的な潮流として、サステナビリティに関連する情報開示を充実させる動きがますます加速しており、日本企業においてもそれは例外ではない。

2023年1月31日には「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部改正が公布・施行され、気候変動に係る取組み、人的資本に係る取組みなど、サステナビリティに関連する企業の取組みを開示情報に追加する方針が示されている(図表1)。

具体的には、有価証券報告書の記載事項に関して、以下の改正が実施

されている。

① サステナビリティ全般に関する開示

有価証券報告書に記載欄を新設し、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの枠組みで開示することが求められている。一方で、具体的な記載方法は詳細には定義されておらず、記載内容が4つの枠組みのどれに該当するか、投資家が判断するうえで理解しやすいように、各企業において記載事項・記載方法を検討する必要がある。

② 人的資本・多様性に関する開示

「戦略」における開示項目として「人材育成の方針」および「社内環境整備の方針」を記載するとともに、これらの方針に関連する指標、および当該指標を用いた目標値と実績値

を「指標及び目標」として記載することが求められる。また女性活躍推進法等に基づく「男女間賃金の差異」、「女性管理職比率」、「男性育休取得率」についても開示することも追加要請されている。

(2) 欧米における取組み

一方で海外に目を向けると、特に欧米では日本よりも先行している。2023年2月に、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が国際サステナビリティ開示に関する基準として、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項(S1基準)、および気候関連開示(S2基準)を公表している。

また、CSRD(Corporate Sustainability Reporting Directive) (企業サステナビリティ報告指令)では、上場中小企業を含めて開示が求められており、その影響はEU域内の企業約5万社に及ぶ。米国ではSEC(証券取引委員会)が2022年3月に、米国で上場する企業に対して、気候変動に関するリスクと温室効果ガス(GHG)排出量などの開示を求める規則案を公表しており、開示ルール整備が進んでいる(図表2)。このような先行した取組み、枠組